

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 三八七ページ

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三八七

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 三八八

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三八八

土地改良区役員の退任及び就任

(中濃農林事務所) 三九〇

規 則

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十八年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「政令」という。」及び「以下「省令」という。」を削る。
第五条第一項中「省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる
ときは翌日

令和五年八月二十九日

第 四 百 二 十 三 号

令 和 五 年 八 月 二 十 九 日

(火曜日)

なお、その関係図面は、令和五年八月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	金 関 山 線	関市中之保字小宮東六二五二番一地从先から 同市同一地先まで 三九番一	後	九・九 四・三	一六・五	
			前	九・九 一・五	一六・五	

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の

地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
小 栗 栖 地 区	養 老 町 役 場	同 和 五・九・八・二・九から 九・二・七まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

令和五年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一五五号の二 令和 五・一・二六	瑞穂市別府字花塚二ノ町二二〇八番一の一部及び二二〇九番一の一部	岐阜県岐阜市福光東二丁目八番五号 鶏飼不動産株式会社 代表取締役 鶏 飼 隆 司
岐阜県指令岐西建築第一五六号の七 令和 五・三・一四	羽島郡岐南町平島四丁目一〇六番及び一〇七番	岐阜県羽島郡岐南町平島二丁目三九番地一 株式会社 Y S P 代表取締役 吉 村 寧 行
岐阜県指令岐西建築第一	【第二工区】	岐阜県大垣市今宿六丁目五二番地一八

<p>岐阜県指令中建築第六二 号の六 令和 四・一二・二一 岐阜県指令中建築第五 九号の四 令和 五・七・一九</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一 二二二号の二 令和 二・七・二一 岐阜県指令岐西建築第 一二四号の二三 令和 二・一二・一 岐阜県指令岐西建築第 一二四号の二九 令和 三・三・八 岐阜県指令岐西建築第 一四四号の四六 令和 四・一二・二六 岐阜県指令岐西建築第 一八八号の七 令和 五・七・三</p>	<p>○三号 平成三〇・一〇・一一 岐阜県指令岐西建築第 二〇〇号の三 平成三〇・一一・一三 岐阜県指令岐西建築第 二一九号 令和 二・一〇・一五 岐阜県指令岐西建築第 二一九号の二 令和 三・一・一四 岐阜県指令岐西建築第 四号 令和 四・八・一八 岐阜県指令岐西建築第 八号 令和 五・七・三</p>
<p>加茂郡坂祝町黒岩字村前三九七番一及び三九八番一</p>	<p>揖斐郡大野町大字下礪字道下二九三番一外六七筆</p>	<p>海津市南濃町駒野字城山二二四番三外一四筆及び海津市所管 法定外公共物（水路）</p>
<p>岐阜県加茂郡坂祝町黒岩二〇八一番地 柴田自動車株式会社 代表取締役 柴 田 達 寛</p>	<p>岐阜県岐阜市宇佐南四丁目一三番一号 岐阜県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 谷 口 直 樹</p>	<p>岐阜県土地開発公社 理事長 崎 浦 良 典</p>

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	曾代用水	令和 五年 七月 二〇	理事	山 藤 茂	関市下有知	三九〇三番地
土地改良区	曾代用水	令和 五年 七月 二〇	監事	加 藤 徹	関市巾二丁目	九五番地

就任した役員

土地改良区	曾代用水	令和 五年 七月 二六	理事	池 村 昭 浩	関市下有知	三九七五番地一
土地改良区	曾代用水	令和 五年 七月 二六	監事	今 宮 俊 朗	関市下有知	六三二五番地一

令和五年八月二十九日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社